

副 本

平成24年(ヨ)第2498号 施設立入仮処分命令申立事件

債権者 特定非営利活動法人 OurPlanet-TV ほか1名

債務者 国会記者会

答 弁 書

平成24年7月20日

東京地方裁判所民事第9部 御中

(送達場所)

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目10番1号

有楽町ビルディング7階701区

野本・吉葉法律事務所

電話 5222-3777 FAX 5222-3888

債務者国会記者会代理人

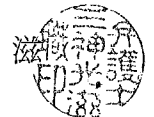
弁 護 士 野 本 俊



弁 護 士 吉 葉 一



弁 護 士 三 神 光



第一 申立ての趣旨に対する答弁

債権者らの本件申立てをいずれも却下する。

申立て費用は債権者らの負担とする。

との裁判を求める。

第二 申立ての理由に対する認否

一 「第1 被保全権利」について

1 同「1 はじめに」について

債務者が国会記者会館を管理していることを認め、その余は不知。

2 同「2 当事者」について

(一) 「(1) 債権者ら」は不知。

(二) 「(2) 債務者」のうち、第1～2段落は認める。第3段落の一文は不正確である。債務者の代表者は常任幹事4名であり、現在は共同通信の政治部長鈴木博之、朝日新聞の政治部長曾我豪、テレビ東京の政治部長萬直樹及び西日本新聞の東京支社報道部長友安潔の4名が就任している。二文は認める。

3 同「3 取材の権利」について

(一) 「(1) 債権者らには取材の自由が保障される」

第1～4段落は認める。第5段落は不知。

(二) 「(2) 請求権としての取材の自由」

第1段落は不知。第2～3段落は認める。

第4～7段落のうち、引用部分についてはその記述の存在を認め、その余は不知。

第8段落中、一文は不知。二文は認める。三文、すなわち「本件建物は、まさに国の側で、自発的に、報道機関に提供し、国民の知る権利に資する取材活動に公開することが明示された「場」である。」を否認する。本件建物すなわち国会記者会館は、衆議院から債務者が国会関係取材のための新聞、通信、放送等の事務室として使用することを認められているものであって、その管理は債務者に委ねられており、公開する場ではない。

第9～10段落は否認する。債務者は国会記者会館の管理者であって、第三者の国会記者会館への立ち入りについて許可するか許可しないかの決定権を有している。この権限の行使は債務者の自由裁量であり、債権者らに取

材の自由に基づく施設使用請求権など認められない。

第11段落は不知。

4 同「4 本件取材の特殊性」について

(一) 「(1) 取材対象である本件抗議行動の歴史的的重要性」

第1段落は認める。第2～6段落は不知。

(二) 「(2) 本件取材においては本件建物への立ち入りが不可欠であること」

第1～2段落は不知。第3段落中、一文は不知。二文は否認する。本件抗議行動の取材は、国会記者会館屋上でのみなしうるものではないし、屋上からの取材が必要不可欠ということもない。

(三) 「(3) 債務者にとって本件取材に伴う具体的な不利益が少ないこと」

第1段落は認める。

第2段落は否認する。国会記者会館屋上における取材活動は、債務者の施設管理権を侵害する。

第3～4段落は否認する。債務者は国会記者会館の管理者であって、第三者の国会記者会館への立ち入りについて許可するか許可しないかの決定権を有しており、この権限の行使は債務者の自由裁量である。

(四) 「(4) 小括～自由な取材・報道を求めて」

第1段落は否認する。立ち入り請求権なるものは、債権者ら独自の見解に過ぎず、到底認められない。

第2段落は不知。

第3～4段落は争う。

二 「第2 保全の必要性」について

1 同「1 債務者による債権者らの取材活動の妨害行為」について

(一) 「(1) 7月6日の国会記者会館でのやり取りについて」

第1～2段落は認める。第3段落中、「報道をする機会を奪われた。」との部分を否認する。そもそも債権者らは屋上に立ち入る権利を有していない。

(二) 「(3) <マ> 7月13日の国会記者会館での申入れについて」

認める。

- 2 同「2 7月29日にも大規模な抗議行動が予定されていること」について
不知。
- 3 同「3 債権者らが本件取材をする予定であること」について
不知。
- 4 同「4 債務者が本件取材を妨害する蓋然性・債権者らの損害」について
債務者が、仮処分申立を受けている現状において、債権者らに国会記者会館屋上を使用させる意思がないことを認め、その余は否認する。抗議行動やデモの取材は国会記者会館屋上からのみ可能なものではなく、道路上など公共の場からいくらかでも取材できる。
- 5 同「5 結語」について
争う。

第三 債務者の主張

一 債務者について

- 1 債務者は、「国会に関する取材，報道について，会員の共同の便益をはかり，また会員相互の親睦と向上をめざすことを目的」として設立され，現在，報道機関153社を構成員とする任意団体であり，いわゆる権利能力なき社団である。
- 2 債務者の代表者は4人の常任幹事であり，現在は，共同通信，朝日新聞，テレビ東京及び西日本新聞の各政治部長ないし報道部長が就任している。

二 国会記者会館について

- 1 国会記者会館の建物及びその敷地はいずれも衆議院の所有である。
- 2 債務者は，衆議院から国会記者会館を，国会関係取材のための新聞，通信，放送等報道機関の事務室として使用することを認められ，現在，債務者の会員

である報道機関等が国会記者会館内に事務室を置いている。

- 3 債務者は、その費用負担において、国会記者会館の建物及び敷地を管理している。債務者は、その管理権に基づき、国会記者会館の建物及び敷地への立ち入りを求める者に対する許諾権を有している。

三 屋上への立入について

- 1 国会記者会館の屋上には、空調関係の設備やアンテナ等が設置されており、そもそも一般の人が立ち入ることを想定した構造とはなっていない。屋上の表面は、ゴムシートにウレタン塗膜シートを重ねたいわゆる防水シートで覆われているだけであり、重量物を設置すると防水シートを傷つけて雨漏りの原因となる可能性がある。
- 2 屋上入口扉は常時施錠されており、その鍵は債務者が保管している。
- 3 国会周辺の撮影取材のために債務者の会員である報道機関等が屋上への立入許可を求めることがあり、債務者は、債務者の会員である限り、取材のための屋上立入を特別に許可し、その都度、債務者の職員が、屋上入口扉を解錠して屋上での撮影取材をさせ、取材が終り次第直ちに再び施錠するという作業を行っている。
- 4 債権者らからの屋上への立入許可要請については、債務者の判断により、これを許可しなかった。

四 被保全権利の不存在

- 1 ジャーナリストとして活動する債権者らに「取材の自由」が認められることは当然である。しかし、「取材の自由」に基づく取材活動といえども、当然のことながら、適法かつ正当に行わなければならない。
- 2 ジャーナリストであっても、管理者の許可を得ることなく他人が管理している土地建物に立ち入ってビデオ撮影をする行為は違法であり、刑法第130条（住居侵入等）の犯罪を構成する。ビデオ撮影が「取材活動である」との理由によって、その行為の違法性がなくなることはない。

- 3 国会記者会館は、債務者が現に管理している。管理者である債務者は、第三者の国会記者会館への立ち入りについて許可するか許可しないかの決定権を有している。この権限の行使は債務者の自由裁量である。
- 4 国会記者会館の屋上は、もともと人が立ち入ることを想定した構造ではないこともあって、債務者は、取材目的のための屋上立ち入りについては、会員たる報道機関に限定して認めてきたものであり、基本的に会員ではない者の屋上への立ち入りを許可していない。
- 5 債権者らに、債務者の意思に反して、債務者が管理している国会記者会館の屋上に立ち入ることを請求しうる権利は認められない。

五 結語

被保全権利が認められないことが明らかな本件仮処分申立は、その余の点を検討するまでもなく失当であり、直ちに却下されるべきである。

以 上